

最高裁平成九（行ツ）第六号、九・一〇・二三判決  
判 決

上告人 エスエムシー株式会社

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 関東化学・印刷・一般労働組合

関東化学・印刷・一般労働組合エスエムシー支部

右当事者間の東京高等裁判所平成八年（行コ）第四六号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成八年九月三〇日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断及び措置は、原判決挙示の証拠関係及び記録に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。労働委員会が本件のようなポストノーティスを命ずることが憲法二一条に違反しないことは、最高裁昭和二八年（オ）第一二四一号同三一年七月四日大法廷判決・民集一〇卷七号七八五頁の趣旨に徴して明らかである（最高裁昭和三九年（テ）第三五号同四一年四月二一日第一小法廷判決・裁判集民事八三号二六九頁参照）。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷